

門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会 議事録

1. 日 時 令和6年11月27日（水）午後2時～午後2時20分
2. 場 所 門真中町ビル2階 会議室（E）
3. 出席者 合田委員、山中委員、東野委員、寺西委員、水野委員
4. 事務局 こども部 中野次長、こども政策課 美馬課長、浅尾主任、緒方主査
5. 傍聴者 ー（非公開のため）
6. 議 題 (1)本委員会の公開・非公開等について
(2)門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会に係る
プロポーザルの参加者募集内容について
(3)今後のスケジュールについて

7. 議事録

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきますこども政策課の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

失礼ながら、ここからは座って進行をさせていただきます。

まず初めに、本日は委員5名中、5名が出席しておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

次第

- 資料1 門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会委員名簿
- 資料2 審議会等の会議の公開に関する指針
- 資料3 門真市情報公開条例（抜粋）
- 資料4 門真市子どもの未来応援プログラム事業業務委託に係るプロポーザル参加者募集要領
- 資料5 門真市子どもの未来応援プログラム事業業務委託仕様書
- 資料6 企画提案書作成要領
- 資料7 門真市子どもの未来応援プログラム事業業務委託プロポーザル評価基準

皆様、資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。

資料１の「委員名簿」をご覧ください。上から順にご紹介いたします。

四條畷学園短期大学教授 合田 誠 委員でございます。

大阪人間科学大学講師 山中 徹二 委員でございます。

門真市民生委員児童委員協議会副会長 東野 明美 委員でございます。

門真市こども部長 寺西 乾二 委員でございます。

門真市教育委員会事務局教育部長 水野 知加子 委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

こども部次長の中野です。

こども政策課長の美馬です。

同主任の浅尾です。

よろしくお願いいたします。

次に、会議を進めるにあたり、本選定委員会の委員長及び副委員長を選任いただきたい
と思います。

委員長及び副委員長については、門真市附属機関に関する条例施行規則第４条第１項に
より委員の互選により定めることとしております。

皆さま、委員長及び副委員長の選任についてご意見はございますか。

(委員長及び副委員長の選出)

【事務局】

それでは、ここからの進行は委員長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

子どもの未来応援プログラム事業の事業者選定ということで、いろいろ皆様からのご意
見をいただいて、中身のある会議にしたいなと思いますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題１、「本会議の公開・非公開等について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

ご説明いたします。

資料２、資料３をご準備ください。

本市では、資料２の「審議会等の会議の公開に関する指針」第３条において、審議会等

の会議は原則として公開するものとしておりますが、資料3の「門真市情報公開条例」の第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされております。

本委員会では、現在のところ2回の会議を予定していますが、まず、第1回の本日は、委託事業者を選定するための募集要領や仕様について審議いただく予定であり、「門真市情報公開条例」第6条第6号に定める、開示することにより事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれます。

第2回は、プレゼンテーション審査を行う予定であり、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、第1回・第2回ともに会議は非公開とすることが妥当ではないかと考えております。

また、会議録につきましては、市ホームページ等で公開いたしますが、本日の会議録につきましては、募集内容等が内容に含まれるため、公募の開始後に公開する予定でございます。

また、第2回の会議録は、会議の非公開と同様の理由により、プレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開することを考えております。

これらの対応でよろしいか、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より、この会議を非公開とすること及び、会議録の作成について提案がございました。

委員の皆さま、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本会議は非公開として進め、会議録の公開は事務局案のとおりに行いたいと思います。

次に、議題2「門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会に係るプロポーザルの参加者募集内容について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それではご説明いたします。資料4の募集要領をご覧ください。

まず、本件は多くの事業者からの提案を受けるため、公募型プロポーザル方式による募集を考えております。

次に、2の業務概要をご覧ください。委託名は「門真市子どもの未来応援プログラム事

業業務委託」としています。

委託内容については、資料5の仕様書をご覧ください。

8に、受注者が携わる事業内容を記載しております。

まず、(1)の「子どもの居場所及び保護者の相談支援の場の設置・運営」では、子どもの居場所及び保護者の相談支援の場として来場者への対応を行うこと、としています。

次に、(2)の「門真市子どもの未来応援ネットワーク事業等との連携」では、気になる子ども及び保護者の早期発見・早期対応のため、来場する者の情報を子どもの未来応援チームに共有すること。また、発注者の要請に応じ、門真市子どもの未来応援ネットワーク事業等でケース対応している不登校児童等への支援を子どもLOBBYで行うこと、としています。

次に、(3)の「キャリア教育イベントの提供」では、原則毎週日曜日の午後1時～5時の間で企業及び団体等と連携し、キャリア教育イベントを提供するために必要な協議・調整等を行い、イベント実施後には発注者に報告のうえ当日の様子を発信を行うこと、としています。

次に、(4)の「非認知能力向上プログラムの実施」では、保護者や子育て関係者に対する子どもの非認知能力向上プログラムを行うこと、としています。

最後に、(5)の「SNSによる情報発信」では、必要に応じて子どもLOBBY公式Instagram等を活用し、当該事業の情報発信に努めること、としています。

以上が、仕様書に定める事業内容となります。

募集要領に戻りまして、2(3)の委託期間は令和7年4月1日から令和7年12月31日までとしています。委託期間を年度末までとしない理由としましては、門真市駅前の再開発に伴い子どもLOBBYを設置している建物より令和8年3月末までに立ち退く必要がありますので、片付け等の期間を鑑み、令和7年12月末で、子どもLOBBYは一旦、閉館予定としているためです。

次に、実施場所は子どもLOBBYとしています。

提案限度価格は税抜きで6,355,909円としています。

また、今回の募集では限られた価格の中で、提供可能な独自の取組を提案いただきたいと考えているため、提案限度価格は公表する方向で考えております。

次に、3の参加資格をご覧ください。

(1)～(5)は法人税の滞納が無いなど、基本的な要件となっており、さらに(6)の直近5年間に国または地方公共団体と、本業務の提案限度価格(税抜6,355,909円)と同額以上の同種業務の契約を締結し、誠実に履行した実績があることも参加資格としています。

なお、今回は公募型での募集を予定しているため、門真市の入札参加資格者名簿に登録している者であることは参加資格としていません。

次に、4の参加手順をご覧ください。

(3) 提出方法等の提出期間は令和6年12月11日から令和7年1月15日までとしており、提出先は4(2)イと同じく、門真市こども部こども政策課こども政策グループ、提出方法は持参又は郵送としています。

次に、7の評価方法等については、資料7の評価基準により説明しますので、ご準備ください。

2の選定方法をご覧ください。

委員の皆様には、企画提案書の内容について「門真市子どもの未来応援プログラム事業業務委託プロポーザル評価基準表」に基づき、100点満点で採点していただきます。受注候補者として選定するのは、選定に参加した委員の評価点を合計した総合点が、最も高い提案者とします。

ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は受注候補者としません。

同点の場合は、(3)の①～③の順位で優位に評価することとしており、

①が、評価項目「事業者独自の取組」における得点が高い者

②が、評価項目「子どもの見守り（子どもの居場所やキャリア教育イベント）に係る取組」における得点が高い者

③が、提案価格が低い者、としています。

各項目は5段階で評価するものとしており、非常に優れた提案が10点、優れた提案が8点、標準的な提案が6点、やや低い水準の提案が4点、低い水準の提案が2点としています。

なお、企画提案書は評価基準表の項目に沿って作成することとしており、詳細は資料6の企画提案書作成要領で示しています。

募集要領に戻りまして、7の評価方法等の(2)をご覧ください。

本委員会では、第2回の会議でプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する予定で、時間はプレゼンが20分、質疑応答が20分程度としており、説明資料は事前に提出された企画提案書のみとしています。

その他の注意事項や失格となる者についても合わせて記載しています。

次に、11のその他(7)をご覧ください。

応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てについては、一切応じないこととしています。

最後に、募集要領の12に今後のスケジュールを記載していますのでご覧ください。

現時点の予定ですが、12月11日に募集・質問・企画提案書の受付開始、12月24日に質問受付の締切、令和7年1月8日に質問回答の公表、1月15日に参加申込み・企画提案書提出の締切、1月22日に参加資格確認結果通知の送付、2月上旬にプレゼンテーション及び質疑応答、2月中旬以降に結果公表、契約締結を行い、4月1日より事業開始とする予定です。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より、募集内容について説明がありました。
皆さまからご意見やご質問等がございますか。

【委員】

仕様書の８（２）門真市子どもの未来応援ネットワーク事業等との連携について、個人情報のことで教えていただきたいのですけれども、「受注者は、気になる子ども及び保護者の早期発見・早期対応のため、来場する者の情報を子どもの未来応援チームに共有すること」というのが、何か来場者に事前に説明して対応を取ったうえでされるということなのでしょうか。

【委員長】

委員より、個人情報の取り扱いについて質問がありましたので、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。子どもＬＯＢＢＹは子どもの見守りを行う拠点という形で運営させていただいておりますので、来場者に対して個人情報について市に提供するといったことは基本的にお伝えはしておりません。あくまで市の施設として運営をしておりますので、市が委託している事業者が気づいたことをそのまま市に伝えるといった形になっております。

【委員】

同じ市同士の関係性の中での守秘義務で対応されているということでしょうか。

【事務局】

そうですね。門真市の個人情報取扱特記事項を事業者に提示させていただいておりますので、それに基づいて対応させていただく形になります。

【委員長】

よろしいでしょうか。

他にご意見等ございませんか。

それでは、示された募集要領や仕様書等に対し、修正の意見はありませんでしたので、事務局が示した内容で公募することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局はそうに進めてください。

続いて、議題3「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の予定について改めてご説明いたします。

12月11日に募集・質問・企画提案書の受付開始、12月24日に質問受付の締切、令和7年1月8日に質問回答の公表、1月15日に参加申込み・企画提案書提出の締切、1月22日に参加資格確認結果通知の送付、2月上旬にプレゼンテーション及び質疑応答、2月中旬以降に結果公表、契約締結を行い、4月1日より事業開始とする予定です。

2月の選定委員会の日程につきましては、別途、委員の皆様と調整させていただければと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局より今後のスケジュールについて説明がありました。

皆さまからご意見・ご質問はありますか。

(意見・質問なし)

それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、これを持ちまして第1回の選定委員会を閉会いたします。

(以 上)